

# 確定申告の受付

税務収納課 ☎57-8504

## 受付日程 ※土・日曜日、祝日を除く

▶ 還付申告のみ受付

**2/20日～2/23日**

受付場所…本庁1階ロビー

納め過ぎた所得税がある場合の申告です。給与所得者や年金所得者の方で還付を受ける場合は、2月2日(月)から13日(金)までにお越しください。

※2月16日(月)以降は大変混雑します。

▶ 申告・相談の受付

**2/16日～3/16日**

受付場所…本庁3階第4会議室

(各支所での受付は右記をご覧ください)

## 受付時間

▶ 午前の部 **9:00～11:30**

▶ 午後の部 **13:00～16:30**



## 市役所本庁

▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得、給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得などがある人の申告を受け付けます。

※事業所得・不動産所得がある人は、収支内訳書の作成・添付が必要です

※不動産(土地・建物)、株式などを売却したときの譲渡所得は南国税務署へ申告してください

※26年中に自己の住宅を取得した人が住宅ローン控除を受ける場合は申告が必要です

※医療費控除を伴う申告は、事前に領収書の整理、計算をお願いします

## 各支所

▶ 申告期間中は還付申告と給与・年金・雑・一時・配当所得の申告、および所得のない人の住民税申告を受け付けます。

▶ 事業所得(営業・農業・漁業など)、不動産所得のある人の申告は、本庁または税務署で申告してください。

ただし、自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人(おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など)は下記の日程にて支所で受け付けます。

▶ 香我美支所 2月24日(火)・2月25日(水)

▶ 夜須支所 2月26日(木)・2月27日(金)

▶ 吉川支所 3月3日(火)午前・3月4日(水)午後

▶ 赤岡支所 3月5日(木)・3月6日(金)

●事業所得の申告をされる人が多数来庁した場合、長時間お待ちすることがあります。あらかじめご了承ください。

●事業所得の申告は内容によっては非常に時間のかかる場合があります。事前に関係書類の整理や計算を行っていただくなど、円滑な申告相談にご協力ください。



## 南国税務署からのお知らせ

■所得税および復興特別所得税の確定申告期間

**2月16日(月)から3月16日(月)まで**

■消費税および地方消費税の確定申告期限

**3月31日(火)まで**

■贈与税の申告期間

**2月2日(月)から3月16日(月)まで**

■問い合わせ先

南国税務署 ☎088-863-3215

## e-Tax インターネットで申告ができます

南国税務署では、所得税、消費税および地方消費税の確定申告書や収支内訳書などの提出書類について、ご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等での提出をお勧めしています。

申告書は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できます。詳しくは国税庁ホームページの「平成26年度確定申告書作成コーナー(平成27年1月上旬公開予定)」およびe-Taxのページをご覧ください。

申告書はご自分で作成し、e-Taxまたは郵送等でお早めに提出をお願いします。

## 今月のチェックポイント

所得によって区分が  
細分化されます。

**1月から高額療養費の  
自己負担額が変わります  
対象:69歳以下の人**

制度改正に伴い高額医療費の自己負担額が変わります。

69歳以下で有効期限が平成26年12月末の限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの人には、12月中に変更後の所得区分を適用した認定証をお送りしています。**70歳以上の自己負担限度額は変更ありません。**

## 1月からの自己負担限度額(月額)

所得区分	区分表記	自己負担限度額	多数該当(※)
901万円を超える	ア	252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた額の1%	140,100円
600万円を超え 901万円以下	イ	167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた額の1%	93,000円
210万円を超え 600万円以下	ウ	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた額の1%	44,400円
210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円

認定証にあなた  
の該当する「区  
分」を記載して  
います。



【注意】 区分は、世帯に属するすべての国保被保険者の基礎控除後の所得を合算した額により決定されます。**未申告者のいる世帯は「ア:基礎控除後の所得901万円超」とみなされます。**

(※)同一世帯での高額医療費の支給が過去12カ月以内に4回以上あった場合において、それ以降の限度額です。

特定健診の受診は  
**1月末までです**

自己負担  
無料

持っていくもの

①特定健診受診券 ②問診票 ③国保被保険者証

特定健診を受診していない方は、1月末までに医療機関で個別に受診してください。

(平成26年度分紫色の受診券をお持ちの人)

生活習慣病の予防と健康を維持するために、毎年、特定健診を受けましょう。

昨年の受診結果で異常がなかった人も、過去の健診結果と比較することにより「身体状況」が確認できますので、**毎年続けて受けましょう。**

**3月までに人間ドックを受ける人**

受診券の有効期限を3月末までに延長します。

受診券を持参して下記窓口で手続きをしてください。

■市民保険課…窓口で受診券(3月末有効期限)と差替えます。

■各支所…受付後、受診券(3月末有効期限)を自宅に郵送します。

※受診券を紛失した場合は、再交付申請の手続きをしてください。(国保保険証・印鑑を持参)

